

# NPO法人伊豆市リトルシニア後援会規約

## 第1条 (名称及び事務所)

本会は、NPO法人伊豆市リトルシニア後援会と称し、事務所は会長宅に置く。

## 第2条 (会員)

本会は、NPO法人伊豆市リトルシニアの趣旨に賛同し心から支援できる者で組織し、所定の様式による加入届けを提出し会員とする。

## 第3条 (目的及び事業)

本会は、NPO法人伊豆市リトルシニア規約の下に成り立ち、その活動を支援し、物心両面から援助を行うことを目的とする。また、会員相互の親睦を図るものとする。

本会は、次の事業を行う。

1. 練習及び試合の応援と激励。
2. チームに対する財政的援助。
3. その他、本会の目的達成のために必要な事業。

## 第4条 (役員)

本会の役員は次の通りとし、任期は2年とする。但し再任は妨げない。

会 長	1名 (役員に於いて互選し総会に於いて任命する)
副会長	若干名 (会長が選任し総会に於いて任命する)
理 事	若干名 (会長が選任し総会に於いて任命する)
幹 事	若干名 (卒団期単位にて選出する)
会 計	1名 (幹事の中より選出する)
事務局	1名 (幹事の中より選出する)

## 第5条 (役員の仕事)

1. 会長は、本会を代表し会務を統括し会議を招集する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長不在の場合にこれを代行する。
3. 理事は、会の運営を補佐し、庶務、会計を監査する。
4. 幹事は、会の運営を補佐し、会員への連絡等具体的活動を行う。
5. 会計は、会計に関する事務に当たる。
6. 事務局は、会長と連携して本会の円滑な運営を図る。

## 第6条 (役員会)

役員会は、第4条の者を以て構成し、必要に応じて会長が招集する。

## 第7条 (顧問)

本会に、顧問を置く事が出来る。

第8条 (会費)

1. 会費は、年会費とし一口2,000円とする。
2. 納期は、当該年度分を毎年1月末日までに納めるものとする。

第9条 (総会)

1. 総会は、毎年1回開くものとする。但し必要な場合は臨時総会を開く事が出来る。
2. 総会は、次の事項を決定する。
  - ア. 規約の改正
  - イ. 会計報告
  - エ. 役員の選任

附則

会計年度は、1月1日から12月31日までとする。

この会則は、平成19年12月10日から施行する。